

陸軍の防衛召集制度とその実態について —沖縄における防衛召集—

河合正廣

はじめに

防衛召集とは、「戦時または事変に防衛上必要ある場合において在郷軍人を召集し、防空または警備の任に就かせる」ことを言う。

昭和十七（一九四二）年、大東亜戦争が南方に拡大するに伴い、兵員の急剧な増員が必要となってきた。しかしながら、毎年徵集できる人員数には限りがあり、その不足分を在郷軍人で補つてきたが、精強な在郷軍人も枯渇しつつあった。一方、在郷軍人は、地方にあつては社会特に産業面での中核を形成しており、軍要員と総動員要員が競合することとなつた。更に、十七年四月には、ドゥリットル空襲を受け、本土における防空、警備体制の整備が急務となつた。そのため、在郷軍人をその職場において召集し、防空または警備の任に就かせることが出来ないかというのが、防衛召集制度の発想であった。

しかしながら、「防衛召集制度」は、軍隊として軍需（民需）との節調を図りつつ人的資源を確保する最後の手段であつたが、その施行にあたつて沖縄では、「根こそぎ動員」「未教育者の戦場への投入」等と評価

されてしまった。

以下、本稿では、まず防衛召集制度の創設と法的整備についてその概要を説明し、次に沖縄における防衛召集の実態について検証する。

一 防衛召集制度の制定

昭和十七年九月二十六日「陸軍防衛召集規則」⁽¹⁾が制定された。

陸軍省は、防衛總司令部、内地、朝鮮、台灣等各軍の関係參謀を集めて防衛召集規則に関する説明した。その席上、田中隆吉兵務局長は次の通り説明している⁽²⁾。

規則制定の趣旨としては、

長期戦ノ特質ニ即応スル為防衛部隊ノ戦力ノ發揚ニ支障ナキ範囲ニ才イテ兵力ノ節用充用ノ合理化ヲ企図シ總力戦遂行ノ一助タラシム
郷土ハ郷土ノ兵ヲ以テ防衛セシメ郷土防衛ノ精神ヲ高揚ス
人選ニ方リテハ軍戦力上ノ要求ト總力戦發揚上ノ要求トノ調和ヲ充分

また、召集の本質としては、

防衛召集ト称シ之ヲ防空召集、警備召集ニ分チ兵役法第五四条ニ基礎ヲ置キ共ニ戰時事變ニ於ケル召集トルモノ特質ニ鑑ミ取扱上召集待命中ト應召中ニ区分ス 而シテ召集待命者ハ召集予定者ニシテ待命中ハ居住、旅行等ノ届ヲ為ス義務ヲ有スルモノ他ハ一般ノ在郷軍人ト同様ナリ

となつていた。

これらを要約すれば、軍戦力上の要求と総力戦上の要求との調和を第一とし、必要に応じ短期間召集し、必要が無くなれば即待命中とするものである。例えば、デパートの屋上に対空機関銃を設置した場合、そこに常時部隊を配置することは、兵力の節用上非効率である。そのため店員の中から防空召集待命者を指定し、警報が発令された時にはその待命者をもつて対空機関銃の配置に付かせ、警報が解除されれば元の職場に戻すこととなる。

当初、防衛召集の内、防空召集は防空部隊に、警備召集は警備部隊に適用することを本旨としたが、警備召集は逐次広い範囲にわたって適用されていった。

防空に関する警戒警報、または空襲警報が発令された場合は、防空召集令状が交付されたものとみなした。また、警備召集にあつては、先ず音響、口頭、または電話命令等により通達することがあった。

防衛召集の発令権限は、原則として陸軍大臣がこれを掌握した。更に現地軍司令官、常置員たる隊長、分屯隊長までその権限を認め、有事即応、臨機応変の態勢を取つていた⁽³⁾。

他の召集は、召集日時を規定してあつたが、防衛召集は警報入手と共になるべく早く應召するよう規定されていた。

防衛召集待命の解除は、現住地を変更したときは解除の指示により、また、約一ヶ年の待命期間の満了により、或いは待命の必要が無くなり待命令状の返還を命ぜることにより行なつた。

二 防衛召集制度の概要

防衛召集準備は、先ず防空、または警備上の必要に基づき、臨時に編成する部隊、または要員の充足を要する部隊等に防衛召集する地域を指定し、その範囲内にある在郷軍人の名簿を作成した。この名簿に基づき、所要の防衛召集員を選定し、防衛召集待命令状を本人に交付して待命員であることを承知させるとともに、防衛召集令状は、防衛召集担任官が自らこれを保管することとした。

防衛召集の発令は、防空、または警備召集令状をもつて本人に通達した。

三 陸軍防衛召集規則の改正

十七年九月二十六日「陸軍防衛召集規則」が制定され、二十年五月迄に六回の改正があった（付表）。

十八年六月、軍令陸甲第五八号により防衛召集方式をもつて本土全域、朝鮮、台湾に多数の特設警備大（中）隊の臨時編成が下令された。十九年一月以降にも多数の特設警備隊が編成された。この際、別に満州にも特設警備部隊が編成され、また、航空戦力発揮のために迅速な飛行場の復旧を主目的とする特設警備工兵隊も編成された。

十八年十一月の陸軍防衛召集規則改正の主要な部分は、在郷軍人と国民兵役の法令上の区分が希薄になり、防衛召集の主体となるべき在郷軍人の概念が拡大されたことであった。

本規則の狙いとするところは、短期現役兵を終了した教員などを含む「後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於イテ教育ヲ受タル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者」であり、第一国民兵を対象にしたものと考えられる。

この改正の理由を「時事刻々変化する敵情とこれに即応する体制の整備を果敢迅速に完了するためであつて、防衛召集を適用する場合は将来は増加する傾向にある」と述べている。

十九年十月再度改正され、本改正では、一七〇四五歳の第二国民兵の大規模な兵籍編入が実施され、防衛召集への門戸が広範囲にわたり開かれた。

以上の過程を経て、予備役兵役、補充兵役、国民兵役にある心身に支障のない全ての一七〇四五歳の男子青壯年者が在郷軍人として防衛召集

されていった。

次いで二十年五月改正では、「防衛召集を掌る者を本籍地の師管区司令官より、居住地の師管区司令官に改める（第三条）」および「防空召集、警備召集の区分を、防衛召集（甲）及び防衛召集（乙）に変更する（第四条）」ことなどが主要な改正点となつた。

これを受けて「防衛召集取扱規定（陸密第二四七七号）」⁽⁴⁾も改正された。ここでは、「防衛召集の解除は、防衛召集部隊の所管長官の定めるところにより、防衛召集部隊長がこれを実施（第四条）」し、「防衛召集待命者には、なるべく戦時召集延期者を充用しないものとする（第一条）」、「防衛召集（乙）待命者中、当該防衛召集部隊の中隊長以上の隊長要員は、要員充足後なるべく速やかにその召集を解除するものとする（第一五条）」、そして「防衛召集を実施した場合、部隊の編成に対し過剰となる者は、要員充足後なるべく速やかにその召集を解除するものとする（第二七条）」ことなどが定められた。

四 他法令等との関連

昭和十七年、戦争が緒戦の山を越えた時、人員補充の難題が生起した。

それは、軍要員と軍需・民需に不可欠な総動員要員とが競合することとなつた。第一次大戦の教訓から、國家総動員上技術者・労働者等を確保するため、昭和二年から「召集猶予者制度」を導入したが、この頃になるとこの制度による猶予者は格段に増加してきた⁽⁵⁾。在郷軍人五〇〇万人の中から必要な人員を召集したが、戦争が長期化することにより、あ

る在郷軍人は二度も出征したのに対し、ある者は一度も出征していないという不公平を生じた。均等化を図るために、応集回数二回以上の者を召集する場合陸軍大臣の認可を必要とすることとし、そのため召集できる在郷軍人は一三〇万人と一举に減少した（⁶）。

これを補うために、十七年二月十七日から二十年一月九日の三年の間に、四回兵役法が改正された。

十七年一月の兵役法改正では、「国民兵の転役について新たに規定」し、「国民兵にも簡阅点呼を行えるようになり、第二国民兵役にある者についても、戸籍に略譜号を付けられる」とこととなつた。

この改正はひたすら人員増をねらつたもので、改正理由書では「戦時必要ナル兵員ノ確保及之ガ補充ニ遺憾ナキヲ期スル為」と書かれている（⁷）。

兵役法の改正を受けて更に具体的方策の一つとして実施されたのが、十七年九月二十六日の「陸軍防衛召集規則」の制定であつた。

十八年二月兵役法改正の主旨は、「帝国防衛圈の拡大」にともなう軍要員の確保のため、朝鮮半島出身者にも兵役義務を科するものであつた。十月の兵役法改正では、「服役年限の終わりを満四五歳とする」、「台湾出身者を徵集する」ことが主要な改正点であつた。

兵員の急需に応ずる処置の一つとして、十八年十一月二十三日、「徵兵適齢臨時特例」（⁸）が公布され、徵兵検査を受ける年齢を一〇歳から一九歳に繰り下げた。このため徵兵検査を受ける者が、この年に限り約一〇万人増加したが、この現象は十九年のものであつた。

十九年、戦局の悪化に伴い、在郷軍人会に対し、防衛隊を編成し軍に協力することを要請指導した。これを受け在郷軍人会は、七月頃より編成準備に着手した。九月十一日、全国の郷軍をもつて統制一貫した防衛組織を完成し国土防衛に邁進することを目的に、「防衛隊」結成式を行した。（沖縄では七月に実施）これに関連し、九月二十二日の閣議において「地方防衛本部設置要領」が付議され、直ちに施行されることとなり、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、中国、九州の九箇所に地方防衛本部が設置された。

二十年一月の兵役法改正では、「徵兵検査前に召集された第二国民兵に對し、検査によることなく体格相当の役種を定める」とこととなつた。

第二国民兵の中で徵兵検査を受ける前の者の召集とは、満一七歳と一八歳の者や徵集延期者の者を軍隊に召致することである。本来は、徵兵検査を経なければ、現役か補充兵か国民兵かは決定されないが、この改正によつて検査が無くとも現役兵や補充兵としての徵兵処分が出来るようになった。

また、兵役法を補完するために二十年六月二十三日「義勇兵役法」が公布された。義勇兵役に服するのは、男子は一五歳に達する年の一月一日から満六〇歳に達する年の十二月三十一日までの者、女子は同様の計算法で一七歳から四〇歳までの者とされた。兵役法との関係については、女子は問題とはならないが、男子については「本法ハ兵役法ノ適用ヲ妨げルコトナシ」との規定を設けて、兵役法との関係を明らかにしている。

二十年八月一日には鉄道義勇戦闘隊編成完結、また船舶義勇戦闘隊及び

船舶救難戦闘隊の編成下令があつたが、日本が終戦を迎えたため、本法が実質的に機能したかどうかは疑問である。

五 沖縄における防衛召集の実態

沖縄県における本格的な防衛召集は、三次に区分される。第一次は、飛行場の建設を目的としたものであり十九年六月に行われた。第二次は、第三二軍の主任務が緊急飛行場設定となり、戦闘部隊を投入することが決定され各部隊の兵員補充の必要性から、十九年十月から二十年一月に至る間、第三次は、第九師団の台湾移駐にともなう補充として二十年一月から三月に至る間に実施された。

『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』⁽⁹⁾ や『沖縄県史 第一巻 通史』⁽¹⁰⁾では、二次説を採っている。十七年九月に制定された「陸軍防衛召集規則」は、十九年十月までに三回改正されたが、これ以前の召集については戦史叢書には、一切記述されていない。戦域として指定される以前だつたためか、援護法処理業務との関係か、その理由は明確でない。沖縄が戦域として指定されている期間は、十九年十月十日から二十年九月一日までであり、十月以前の召集は援護法の観点から見れば援護業務の対象にはならない。

以下、防衛召集の召集回数及び召集人員、「防衛隊」と「防衛召集」並びに沖縄各地における防衛召集の実態について順次検証する。

(一) 防衛召集の回数及び召集人員

飛行場の設営を目的とした防衛召集の最初の記録としては、十九年一

月石垣島において、第二三二六、一二七特設警備中隊が召集編成された⁽¹¹⁾。

また、三月には石垣島で更に特設警備四ヶ中隊が、奄美大島では特設警備一ヶ中隊が、徳之島では特設警備三ヶ中隊が、本島においては特設警備三ヶ中隊が編成された⁽¹²⁾。その頃伊江島・読谷・北谷（本島中部地区）・宮古島・石垣島などには飛行場大隊が駐屯しており、在郷軍人を対象とした防衛召集が沖縄全域で実施されたのであった。第一次防衛召集は、陸軍防衛召集規則により実施されたものであり、第三二軍の方針とは関係はない。第二次防衛召集は、第三二軍が戦闘部隊を投入しての緊急飛行場設定が主任務となり、各部隊の兵員補充の必要性から一九年十月から二十年一月に実施したものである。第三次防衛召集は、第九師団の台湾移駐にともなう補充として二十年一月から三月にかけて実施したものである。

第三二軍の方針に基づく防衛召集は、二回ということになるが、沖縄全体の立場から見れば三回に区分されるのが妥当と考える。

召集人員については、『沖縄県史 第一巻 通史』⁽¹³⁾によれば約二二〇〇〇名、「防衛召集概況一覽表」⁽¹⁴⁾では宮古・八重山を除き一二二一名となつていて。

(二) 「防衛隊」と「防衛召集」

帝国在郷軍人会沖縄支部は、十九年七月十日頃管内において防衛隊を編成した。防衛隊は、在郷軍人を中心として、市町村の部落単位で中隊を編成し、装備及び訓練は軍の指導を受け、作戦に当たつては軍の指揮

下に入ることとなつていた。

防衛隊は、法令的には根拠が無くいわゆる義勇隊であり、特設警備第〇〇中隊のような兵役法による防衛召集とは性質を異にするものである。

しかし、軍は実質的には戦闘、警戒、陣地構築、後方勤務等の任務に当たらせていた。

在郷軍人会とは、「帝国在郷軍人会設立ニ関スル趣旨」⁽¹⁵⁾にあるように、地域社会における軍事思想の普及・涵養の媒体、そして民間の軍事組織の中核団体として機能してきた。沖縄においても、昭和八年一月八重山で在郷軍人会を中心とした沖縄防備義勇隊が編成され、思想監視、意識強化の運動の中核として機能していた。しかしながら、この運動も全島的なものではなく、これがそのまま十九年の「防衛隊」編成に結びつくものではなかった⁽¹⁶⁾。

当時の北谷村の在郷軍人会分会長、在郷軍人、北谷村役場兵事係のイントビューカードの内容から分かることは、在郷軍人会が自主的に「防衛隊」を編成したのではなく、系統ははつきりしないが要請に基づくものであったということである⁽¹⁷⁾。その任務としても、兵員としての訓練も受けたが、作業補助等が主体であり、補助戦力として機能していた。また、その構成員は、教員、既教育の在郷軍人であった。兵員としての訓練をほとんど受けていない「防衛召集兵」と、兵員訓練を受け、法令に依らない在郷軍人「防衛隊」は明確に区分できる。

(三) 防衛召集の実態

特設警備中隊、特設警備工兵隊の要員の外、全島民が国土防衛に参加すべき精神により、軍が昭和二十年一月から三月にかけて防衛召集した

人員は次の通りである。これにより沖縄島民中満一七歳より満四五歳までの男子はほとんど全員が戦闘に参加することとなつた⁽¹⁸⁾。

・海上挺進戦隊のための作業要員

各海上挺進大隊の主力を戦闘部隊に改編したため、その補充として

在本島四ヶ戦隊のため計約三〇〇〇名

・兵站地区隊のための作業要員

在慶良間列島各海上挺進基地大隊の主力を戦闘部隊に改編し、沖縄本島に転用したため、その補充として兵站地区隊長指揮下の水上勤務中隊をこれに充当し、新たに兵站地区隊の作業要員として約二〇〇〇名

・前二項以外に各後方部隊の作業力をそれぞれ増強するため約一二〇〇〇名

これらは、海上挺進戦隊、海上挺進基地大隊、戦闘部隊、後方部隊等の「戦力増強」、「作業力増強」として防衛召集されたものと考える。

また、同じような見解が「輜重兵第一四連隊第五中隊陣中日誌」⁽¹⁹⁾の中にも見られる。

これらを見るに、二十年以降においては在郷軍人会を主体とした義勇隊である「防衛隊」と「防衛召集兵」との区分が明確でなくなり、渾然一体化され、曖昧な存在として駆使されたのが実態と考えられる。

ア 中頭地区における防衛召集の実態

十九年七月七日、沖縄守備隊命令が下達され、独立混成第一五連隊並びに特設警備第二二四中隊をもつて中頭地区隊が編成された。

民」とは、警察・役場などをさすものと考えるが、北谷村史では「北谷村兵事係を通じて県から北谷村在郷軍人会分会に作業隊を作るよう要請があつた。分会ではこれを受けて、北谷村在郷軍人等を集めて作業隊を編成した。」の記載があり、その実態は在郷軍人会が主体となつていた。

史料四、五においても、特設警備中隊（小隊）を正規部隊と同じ陣地構築の任務を与え、史料二と同じく有力な戦力としての運用となつてゐる。

史料六においては、後続部隊到着に伴う「防衛隊」及び「勤労奉仕隊」召集解除及び帰郷命令である。

十九年七月の段階では、任務等については防衛召集規則とは異なる面もあつたが、防衛召集本来の目的にそつて運用させていた。しかし、この段階から「地方官民の使役」並びに「勤労奉仕隊」の名目で在郷軍人、国民兵役者等に対し、軍での戦力化の兆しが見え始めた。

イ 南部地区における防衛召集の実態

「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実史料」によれば、「召集された防衛召集兵は、玉石混淆であつて全く訓練のできていない者が主体であり、特定者を除いて各部隊ともこれらを軍夫代用として弾薬、食料の運搬、陣地構築等の労務に使用し、第一線の兵員に欠員が生じた場合、その内から素質優秀な者を欠員補充に当てたといわれている。従つて召集兵は、直接戦力として寄与した者は少なかつたが、全召集者二二〇〇名の内、約六割の一三〇〇名の戦死者を出しておる。この

戦死者の主力は、南部地域において意味なく戦場を右往左往している間に、敵に遭遇し、或いは艦砲射撃の犠牲となつて発生している」と記述されている。

この指摘は、大略においては的を得ていると思うが、その実態はいささか異なるところもあるのではないか。

○ 史料七 独混作命第三〇号（二〇・一・三一）

独立混成第一五連隊命令

二、連隊ハ新タニ南地区隊トナリ一部ヲ以テ知念半島ヲ確保シ主力ヲ以テ前川付近ヨリ玉城付近ニ至ル線ニ堅固ナル独立拠点ヲ構築シ主トシテ南方海面ヨリスル敵ヲ海岸地帯ニ擊滅セントス

一七、各隊ハ所在在郷軍人防衛隊ソノ他地方諸団体ヲ速力ニ戦力化シ兵員補充及補助勤務ニ服セシメ部隊ノ戦力ヲ増強スベシ

○ 史料八 独混一五作命第三三二号（二〇・二・一一）

南地区隊命令

一、地区隊ハ太平洋方面ノ情勢ニ鑑ミ速急ニ戰闘準備ヲ完整セントス

六、各隊ハ所在部落ノ防衛隊、青年訓練生生徒、住民ノ戰力化ヲ急速ニ完整シ戰闘任務ニ基ク訓練ヲ強行スベシ

○ 史料九 独混一五陣中日誌

二〇年二月二十四日

一、有力ナル敵機動部隊ノ攻撃ノ公算大ナルニ依リ部隊ハ之ニ対応ノ戦闘準備ニ移行 部隊長以下部隊本部夜ヲ徹シ糸数戦闘指揮所ニ移駐

三、二四〇〇玉城国民学校ニ於テ玉城防衛隊一〇〇名編成

戦闘指導

○ 史料一〇 独混一五作命第四一号（二〇・一一・一二）

南地区隊命令

一、地区隊ハ新ニ増加装備セラレタル兵器、弾薬、資材ヲ以テ戦力ヲ増強セントス

二、各隊長ハ各々自隊基幹人員ヲ以テ前項増加兵器ニ対スル編組ヲ担任シ欠員補充ハ指揮下青年訓練生及防衛隊員ヲ以テ充当スペシ

住民証言から読みとれた点は、以下の通りである。

史料七からは、第三二軍の命を受け、出血持久を目的とした「在郷軍人防衛隊」「地方諸団体」の戦力化が確認できる。また、史料八、一〇から「防衛隊」「青年訓練生生徒」「住民」に対し、戦闘任務に基づく訓練が行われたことが分かり、その欠員補充として防衛隊及び青年訓練生生徒を充当する計画がなされていたことが分かる。

史料九からは、有力な敵機動部隊の攻撃の公算大なる時に、玉城防衛隊を編成し、訓練指導を行つてゐる。戦況の切迫した段階において、連

隊が戦闘任務と後方任務に従事させるため、防衛隊を編成・指導することに着目したい。

以上これらの史料から総括的に言えることは、防衛隊、青年訓練生生徒、住民を以て戦力化を図り、米軍の来攻に備えたことと、その戦力化の中心として防衛隊を置き、計画化されていたことである。

ウ 各町村における生存者記録からみた防衛召集の実態

住民証言は、その実態を掴むためにも貴重な資料となるが、反面、客觀性に欠ける面もある。そのため、努めて証言記録を多く取り入れ、より信頼性を高めることとした⁽²⁰⁾。

住民証言の中で使われている「防衛隊」は、その大部は義勇兵である在郷軍人防衛隊ではなく、防衛召集兵を一般的に「防衛隊」と呼称しているものと思われる。

第一に、防衛召集については、系統的には明確ではないが概ね規則通りに実施されていた。しかしながら、その任務として「警備召集」「防空召集」が明確なものは、一例だけであり、その他については戦闘任務もしくは戦闘補助として運用されている。また、召集後の取扱いにおいて、いきなり一等兵に任命したり、階級を付与しないまま部隊と行動をともにさせるということもあった。

第二に、本来の任務である「警備」「防空」ではなく、戦闘任務が付与され第一線の戦闘に参加していることである。また、戦闘に参加しないまでも防衛隊は、第一線部隊と行動をともにし戦闘補助に従事していた。

第三に、防衛召集兵には既教育者はほとんどおらず、大半は未教育者であった。そのため受け入れ部隊としては、数多くの証言にあるようにその教育訓練には腐心し、必要最小限の能力付与に苦心していることが分かる。ただし、他の証言にもあるように戦闘補助に終始し、教育など全く受けなかつた者があつたことも事実である。

第四に、在郷軍人や青年学校生徒は既に召集されており、残つた者の「根こそぎ動員」が実施された。年齢も法令上は一七歳から四五歳までとなつてゐるが、証言にあるように、實際には軍の要望を満たすため、一六歳の者や四五歳以上の者も召集された。

第五に、部隊の組織が戦闘等により瓦解した場合、防衛召集兵の経験・能力から残つた者で組織を再編することは出来ず、証言のように戦場をさまようか、捕虜になるか、家族のもとに帰つたしまう事例が多かつたのも事実である。

おわりに

防衛召集は、同時期に全国において行われたが、地域の特性・戦況の逼迫度等により、その実態が異なるのは当然であり、従つて沖縄における問題点が全国共通とはいえない。

しかしながら、特に戦闘間の召集における問題点は、今後に多くの示唆を与えるものであろう。以下、問題であつた点を列挙する。

ア 陸軍防衛召集規則そのものの理解が不十分

この規則は、人的資源が枯渇してきた昭和十七年九月に制定されたも

のである。軍は、既に南方及び支那方面に展開しており、その運用にあたつてはその主旨・要領等が徹底されず混乱が生じた。

本来は、時期が切迫し陸軍大臣の命を請う暇がない場合において軍司令官、師団長、守備隊司令官、連隊長若しくはこれと同等以上の権限のある軍隊指揮官、要塞司令官または分遣隊長は、召集の権限を認められていたが、敵の上陸直前において地区隊長が略式命令によつて召集した例、四・五月になると口頭のみで召集した例、また、防空または警備召集の任務以外に使用する場合も多く、他の召集等と混同されていた。

イ 防衛召集待命者の指定及び教育

各地域毎「在郷軍人名簿」を調整・保管し、必要人員に対し防空、または警備召集待命令状を発行するのが原則である。

召集待命員の中には、未教育の者が含まれる場合が多く、これらの者を教育する必要があるのみでなく、既教育者といえども、特種の任務に応ずる識能を向上させるため、教育を実施する必要があつた。

実際には、軍から通牒を受けた役場等は、直ちに村長名で各部落会に通知書を送り、これが召集令状の代わりとなつた。その数についても、適任者以上の数が示される場合が多かつたようである。当然、それらの者に対する教育も、未実施のまま召集となつた。入隊後についても、大部の部隊においてはその教育に苦慮したが、その必要最小限の時間もどることが出来ず、若干の教育を施しただけであつた。殆どの者は、小銃の取り扱い操作も理解しないまま、第一線に投入されていったのであつた。

ウ 義勇隊である「防衛隊」と「防衛召集兵」との混同

在郷軍人会が、軍に協力するため自發的に組織された「防衛隊」と、防衛召集規則に基づき召集された「防衛召集兵」とは、全く異なるものである。

正規部隊でない「防衛隊」の隊員を各部隊の隸下に入れ、戦闘補助以外に使用した例、階級を付与した例、また、「防衛召集兵」であるにもかかわらず警備・防空以外の任務に使用した例、階級を持たない兵の存在等その混同の実態が散見される。また、生存者記録の中でも、「防衛隊」と「防衛召集兵」を区分せず「防衛隊」と呼称していた。

エ 根こそぎ動員

召集範囲中、「…国民兵役ノ下士官兵（徵兵終結処分ヲ経ザル者ヲ除ク）」とあるが、実際にはこれらに關係なく召集された。

在郷軍人、青年学校修了者等が召集され、残った者全てが対象となつた。男子教員のほとんど、青年学校生徒（一六歳を含む）、高年齢者（四五歳以上）が召集され、さらには軽度の身体的障害者までもが召集されていった。

オ その他

「防衛隊」または「防衛召集兵」として軍務に就いた場合においても、家族との絆は絶ち難く、夜間無断で家族のもとに帰り個人の食料を補充する者、部隊が損害を被り組織的な活動ができなくなつた場合には、解散命令の有無にかかわらず家族のもとへ帰つてしまふ者、生きるために意図的に捕虜になる者等の行動も散見された。

以上のように、急遽創られた「防衛召集制度」は、規則そのもの及び施行上色々な問題を含んでいたが、その当時としては軍需要員との節調を十分に図ろうとするものではあった。

しかし、在郷軍人五〇〇万人と言われたなかにおいても、未教育者を戦場に投入しなければならなかつた事実は、戦争における人的被害の大ささ並びに戦力維持の難しさを端的に表すものである。

これらは、現在の自衛隊の対して大きな教訓を与えており、看過することはできない。

註

（1）省令第五三号（昭和十七年九月二十七日）。

（2）「防衛総司令部、内地、朝鮮、台湾各軍主任參謀等防衛召集に関する会同席上説明要旨」（陸軍省「昭和十七年陸亞密大日記第四八号三分冊ノ二」防衛研究所図書館蔵）。

（3）兵役法施行令第一一八条（昭和二年十一月三十日）。

（4）陸密第一四七七号「防衛召集取扱規定」（昭和二十年五月五日）。

（5）齊藤義春「支那事変大東亜戦争間動員概史」（防衛研究所図書館蔵、一九五六八月）九頁。

（6）同右、一五頁。

（7）「公文類聚(24/12/類2644)」（国立公文書館蔵）。

（8）勅令第九三九号徵兵適齡臨時特例（昭和十八年十一月二十三日）。

(9) 防衛厅防衛研修所戦史室『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』(朝雲新聞社、一九六八年)一七五頁。

(10) 沖縄県教育委員会編『沖縄県史 第一巻 通史』(一九七六年)八八四頁。

(11) 石垣正二『みのかさ部隊戦記』(ひるぎ社、一九七七年)二四七頁。

(12) 前掲『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』一二三、一二四頁。

(13) 前掲『沖縄県史 第一巻 通史』八八五頁。

(14) 「沖縄戦当時に於ける部隊所在表」(防衛研究所図書館蔵)。

(15) 帝国在郷軍人会『帝国在郷軍人会三十周年史』(防衛研究所図書館蔵)三六、三七頁。

(16) 前掲『戦史叢書 沖縄方面陸軍作戦』一七頁。

(17) 玉木真哲『防衛隊員に関する資料学的研究』(『地域と文化』第二一二号、一九八三年)。

(18) 第三二一軍残務整理課「沖縄作戦に於ける第三二軍史実資料(一)」(防衛研究所図書館蔵)。

(19) 「沖縄陣中日誌 輜重兵第二四連隊第五中隊」(防衛研究所図書館蔵)十九年十一月三十一日。

(20) 村役場兵事係、防衛隊員等に対する聞き取り調査並びに『沖縄県史 第八・九・十巻』『座間味村史』等の生存者記録の中から防衛隊員等の証言を抽出し纏めた。

付 表

兵役法・防衛召集規則の改正

改 正 年 月 日		主 要 改 正 点
兵 役 法	防衛召集規則	
17年2月17日		<ul style="list-style-type: none"> ・国民兵の転役について新たに規定 ・国民兵にも観閲点呼が行える ・第2国民兵にある者に対し、戸籍に省略符号を付けることができる
	17年9月26日	(防衛召集規則の制定)
18年3月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮出身者にも兵役義務を課する
	18年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・軍司令官又は師団長は、待命者を召集するため所要の号音を定めることができる
10月30日		<ul style="list-style-type: none"> ・服役年限の終わりを満45歳とする ・台湾出身者にも兵役義務を課する
	11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・在郷軍人と国民兵役の法律上の区分が希薄になり、主体となる在郷軍人の概念が拡大した
	19年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・17～45歳の第2国民兵の大規模な編入を実施し、防衛召集への門戸が広範囲にわたり開かれた
20年2月9日		<ul style="list-style-type: none"> ・徴兵検査前に召集された第2国民兵に対し、検査によることなく体格相当の役種を定める
	20年2月13日	(召集要領の簡略化)
	2月26日	(召集要領の簡略化)
	5月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛召集を掌る者を本籍地の師管区司令官より、居住地の師管区司令官に改める ・防空召集、警備召集を防衛召集(甲)及び防衛召集(乙)に変更する